

II 対談企画

登壇者：菅原 直美（なら法律事務所弁護士）
森久 智江（法学部准教授）
中村 正（産業社会学部教授）

○中村 こんにちは。よろしくお願いします。

午前中の話は「ほっこりする話」だったのですが、このチームは全然ほっこりしません。全体的には日陰にある人たちが対象になります。そういう領域での支援とか、援助とか、臨床とは何かということについて考えたいと思っています。

「修復と回復—対人援助の新しい問題」と題しています。法律領域は規範に関わりますが、心理、福祉、教育、労働など多方面にかかわりをもつ問題提起ができる領域だと思います。そこで法実務の実践の最前におられる菅原さんに弁護士としてお越しいただきました。よろしくお願いします。

対談なので、一人20分で各自話をするというよりは、コミュニケーションをいれながらいきたいと思っています。「情状弁護のその先に」ということで、中身は後でお話いただくのですが、司法は新しい課題がたくさんあることがよくみえる立場にあります。必要に迫られているテーマがたくさんあって、そのことにとっても敏感な弁護活動をされている菅原さんです。このテーマは、私が昨年近畿弁護士会連合の研修会で彼女に頼まれたテーマなんです。

法律問題が福祉や心理や教育や生涯の問題、いろんなことをどうやって視野に収めているかということで、残念ながら刑事事件になってしまう場合に、情状弁護をするんですけども、情状酌量の余地ありということで考慮していくんですが、何を酌量すべきなのか、酌量した後どうするのか。

酌量した結果、求刑10年が8年になっていくだけでいいんだろうか。



その後何かをしなくてはならないのではないかという、その前に何かをしておかなければならないのではないかということで、「情状弁護のその先に」というテーマをつけました。

さらに、新領域法学と私が勝手に名付けたのですが、本学の法学部の刑事法学専門の森久さんにお越しいただいて、それをどうコンセプト化できるかということについて、包括的なお話をしてもらいたいと思っています。

最初に私からこのテーマについて意図したところを述べます。対象は「問題行動」「逸脱行動」「加害行動」です。私は個人では加害者臨床と称して実践していますが、必ずしも臨床だけではなくてもいいと思います。

更生と保護については新しい課題がたくさん出てきていまして、特に司法が処罰中心ではないかたちの、あるいは処罰も含めて、あるいは処罰に代えて何ができるかという新しい挑戦的なテーマが突き付けられています。

たとえば「問題解決型司法」と称して、心理、教育、労働、福祉、家族との関係をどうするかということもテーマとなります。さらに私の関心は、心理、教育、労働、福祉も変わらなくてはならないということです。

司法だけが変わればいいというわけではなくて、伝統的にいま対人実践領域で扱われている臨床の諸領域も変わらなくてはならないだろうし、教育の在り方も変わらなくてはならないだろう。ましてや福祉の在り方ということについても、触法行為者たちとどう関与していけるかというのが大きなテーマになってきているので、全てがフォーメーションを変えなくてはならないのではないかというのが本日の課題の問題意識なのです。だから司法だけが変わればいいというわけではないということです。

そうすると、司法や心理や教育や福祉という区切り方でいいのかという問題もあると思っています。ただし強固に社会制度がある領域なので、当面は、連携という絡まり合いをぜひ考えたいと思っています。

私の加害者たちとの更生ややり直しや脱暴力にかかわる実践で一番割いているのは、少年刑務所で性犯罪者の処遇や家庭内暴力対策です。後ほど森久先生からお話があると思いますが、「修復的正義」「回復的司法」「治療的正義」として、人間科学の領域が不可分にセットされてくるテーマを概念的にどう把握すべきなのかということもぜひお話を聴きたいと思っています。人間科学研究所全体の

テーマであるソーシャルインクルージョンへの学実連携の話と直結するテーマです。

こうした動向を一つだけ紹介します。島根あさひ社会復帰促進センターという新しい刑務所があって、民間がここに入り込んでいます。とても立派な刑務所です。刑務所とは思えないような刑務所です。

ホームページにも記載されていますが、修復的司法、認知行動療法、回復共同体というかたちで、刑務作業をするという、皆さん刑務所に行ったことはありますかね。もちろん見学者としてという意味ですけどね。そういうタイプの刑務所ではまったくないタイプの刑務所を運営しているんです。

社会復帰が比較的やりやすい人たちをそこに集めているという面はあるのですが、刑務所自身が変わってきたということの一つの点かと思います。この背景なんかも今日は理解できたらなと思っています。

人間科学の領域との連携の拡大が徐々に行われてきて、相当なボリュームで本日のテーマとした新しい領域が取り上げられてきているということです。幾つかの概念がずいぶんと紹介されたり、部分的に導入されたり、十分な社会制度との連携も言葉だけが流通していたりするので、整理したいなと思っています。

最終的には人を犯罪や逸脱行動や問題行動へと駆り立てるリスクとか、その人の問題点ばかりに焦点が当たって、対策を打とうとする、あるいは何らかの援助をしようとしてアプローチする人は、まったく違うタイプの、その人がそうせざるを得なかった情状、犯罪の犯情ではなくて情状のところについて焦点を当てると、犯罪心理学でいう「非犯罪的ニーズ」という点がたくさん見えてくる人たちです。

これは犯罪心理学的な一つの研究のマトリックスなんですが、レジユメの右側の「非犯罪的ニーズ」という人間学的なニーズがあって、ここに対してわれわれがどうアプローチできるかが大事です。「犯罪的ニーズ」という左側記載の点ばかり当てていくとこれはリスク中心となります。その人の問題点ばかり見えてくるんですね。

そうすると、隔離したり処罰したりするしかない。「非犯罪的ニーズ」に焦

点をあてれば、中長期的には大変大事な立ち直りの課題がそこにあるという意味でのマトリックスです。だから、犯罪や逸脱や加害をどう見るかという根本問題が問われていることになります。

これはイギリスの例です。「サークルズ UK」という支援の図です。イギリスは性犯罪者の更生支援に新しい取り組みをしているので、もし時間があれば紹介していきます。概略を述べればそういう問題意識で、修復とか回復とか。何が修復や回復なのかということも、後に対談していければと思っています。

もちろん被害者が傷つくし、そういうふうにして社会が傷つくし、身近な家族も傷つくし、これらをどう回復するかというテーマは、本人の立ち直りと共に両方あるわけです。更生保護の「更生」という字を分解したものと組み合わせると、「甦る」という字になります。だから、どうやって甦るかということも考えていければと思っています。

また、こうした国際動向にならって家庭内暴力の加害者向けに脱暴力支援をしています。大阪では「男親塾」というのをやっています。暴力を振るう人たちを集めて、いろんなグループワークをしています。この背景なんかまた時間があればお話しできればと思っています。

ではまず最初菅原さんから、「情状弁護のその先に」ということで、いったんご自分のご紹介の分も含めて話をしてもらえればと思っています。

菅原さんは、奈良弁護士会所属です。『季刊刑事弁護』という雑誌があって、私も読ませてもらったり書かせてもらったりしているのがあるんですが、その中の新人賞の論文で「『生き直しの場』を模索すること」というタイトルで書かれています。新人のときですよ。いまは中堅です。

○菅原 いま、ご紹介にあずかりました奈良弁護士会に所属しております弁護士菅原直美と申します。どうぞよろしくお願い致します。

私が昨年先生にお願いをした「情状弁護のその先へ」というテーマが、まさか自分に投げ返されてくとは思いませんでした。私の専門はいわゆる加害者だったり、加害者に見える人たちに対して、弁護士として関わっていくという刑事事件で、悪いことをした人にどう関わっていくかという方向で仕事をしています。

刑事事件ともう一つ私が大きな柱にしているのが家事事件です。離婚事件、特にDV事件は、いま件数が多くなってきておりますので、そちらの加害者側と言われる男性側、まあ女性側もありますけれども、そういった人たちの人生にどう関わっていくかというお仕事を自分の専門として、それ以外の仕事もやっているんですけど、活動させていただいています。

私がそういう活動をするきっかけになったのが、この本なんです。現代人文社から出版されている「更生に資する弁護」という本です。ここは関西で、非常に有名な弁護士なので知っている方も多いと思いますが、高野嘉雄弁護士という弁護士を聞いたことがある方。

えっ、いらっしやらない。いらっしやる。はい。

○中村 本日の参加者には司法関係の人は少ないと思います。

○菅原 この方は残念ながらお亡くなりになっています。お亡くなりになったのが4年前だったと思うんですが、わたしはこの方の最後の薫陶を受けた世代になります。私は弁護士になる前に司法修習という研修を受けていたんですけども、それを奈良で受けているときに、この高野嘉雄先生にお会いしました。この方が言われた言葉で自分の職業の人生が決まった。その言葉は、刑事手続きは「生き直しの場」だと。いままでの人生で何か失敗したり暴力的な、何か犯罪になるようなことをして、われわれ弁護士の前に来る被疑者、被告人と言われる人たちが、その裁判、刑事手続きが終わった後に、どのような人生を歩んでいくのかと考えたときに、また同じような人生に戻すのではなくて、彼らがそういう裁判だとか、逮捕されたりするようなことのない人生に戻してあげるといような話を聞きました。

その高野先生の活動は、この本にいろいろ書いてあります。この本を読まれたら、こういう弁護士がいるんだなというふうに面白いと思います。

ただ、天国の高野先生に怒られると思いますけれども、高野先生がされていたことは、やはり一弁護士の個性をどれだけ発揮するかというような活動だったのではないかなと、生意気ながら考えています。

例えば、一弁護士が手弁当でできる範囲というのは非常に限られています。

それをまた、できる人、できない人、キャラクターもあるし、うまく説教できない人とか、響く人、響かない人というがあるので、そういう弁護士の個性でやる、そういう活動には限界があると私は考えています。

例えば、DV が刑事事件だったら暴行とか傷害で逮捕されるとなったときに、私一人の個性でその方をどうにかするのではなくて、例えば先ほど中村先生がおっしゃった、男親塾というところに行ってもらって、それをまた裁判所に伝えるとか、そういう自分の個性を超えた、もう少しつながりのある活動ができたらなと考えています。

DV だけではなくて、依存症についても、そのような活動が必要だと考えていて、いろいろやっています。ダルクとか、奈良で言うとガーデンという、薬物だけではなくてギャンブル依存症等についていろいろグループワークできる施設もあります。

あとはクレプトマニアって、最近報道でも結構ありますよね。そのクレプトマニアの人はどういう治療をしていくのか。それは精神病院に入院してもらって治療をしたり、クレプトマニアの背景にある摂食障害を治療したりとか、いろんなことをお手伝いさせてもらっています。

あとは、放火だとか強制わいせつとなると、精神疾患があって、本人がまったくコントロールできないというケースもありますし、また成育歴等で認知がゆがんでいるというところもあるので、そういうところをフォローしたいなど。

だから一言で刑事事件と言っても、いろんなつながりがないとやっていけないというのが正直な感想です。

○中村 少し質問です。いまの話で、菅原さんが見ていらっしゃるいくつかの例がいま挙がりました。

例えば依存症者というふうに定義をする、問題を立てるというのは、大変法律的には珍しい、きっとそれは、各種薬物の取締法令の違反者なので犯罪者です。犯罪者ですが、菅原さんは依存という言葉が使われて、そこに問題があるんだというこの接点はものすごく溝がある接点でもあるし、その言い方自身に大変違いが、その後がぶれてきますよね。

単なる窃盗としてしか上がってこない人たち、クレプトマニアであるという

ように考えると、また違う様相が見えてくる。それは性犯罪者も同じです。性犯罪者は刑務所の中でも従来から再犯防止という点では扱いにくい犯罪者なんです。性犯罪者は多様で、小児性愛者はさらに処遇に力が要ります。

しかし性犯罪ということを通じて、何かニーズを満たしている人たちがいて、そのニーズは一体何なんだろうと考えるのが非犯罪的ニーズのことです。ものすごい大事なことをさらっと言われたんです。

ここはものすごく大事なことなので、そんなふうに見られるような弁護士なんですよね。ずいぶん芯が違いますよね。法律家としてやりにくいんですか。

○菅原 やりにくいというか、法律家として、私はランクが下に置かれているかもしれないです。というのは、もともと刑事弁護という和无罪を勝ち取るというイメージがあって、ごりごり警察とか裁判所と、わあっとやり合うような人たちが有名になって活躍しているような世界なので、私みたいにちょっとフィールドワーク的なことをしていると、そういうことができないから足で稼いでいるのかみたいなイメージで、能力が低いと思われるかもしれませんね。

○中村 弁護士の世界にそういうのがあるんですね。

○菅原 いや、私の勝手なイメージかもしれません。

○中村 わかりました。今日ここで議論しようと思っっているような概念とか取り組みとの関係がどうしても出てくることになりますよね。法律の世界だけで完結しない言い方をいまされましたので、「刑法」に定められた罪の言葉ではなくて、その背景にある情状まで。その情状をもっとクリアにしていこうということで、いま幾つかの言葉を使われたんですよね。

そうすると、犯罪者ではあるんだけど依存症者にしてみれば、どういふサポートや援助や議論がセオリーに向かうということに向かうということも大事な問題定義なので、ちょっと横やりを入れさせてもらいました。

それをさらに具体化した話を聴きたいと思いました。ごめんなさい。

○菅原 大丈夫です。裁判で、裁判官がどのように刑を決めるかという、犯罪情とって、例えば覚せい剤を何ミリグラム持っていたのかとか、譲渡目的で持っていたのかとか、そういう点を考慮するんですよ。

この、やっていること自体がどれだけ悪いかというメジャーである程度計った次のメジャーがあるんです。わたしの活動は主にこの次のメジャーに引かかるのかなと思うのですが、これは一般情状と言って、その人がどうしてそういうことをしたのかという背景や、今後はどのように生活するのかなど、広く判断要素になるんです。

例えば女性だったら、覚せい剤を持っていたんだけど、好きな人に、「一緒に使って性行為しないか」とか言われて、好きだから従ったとか。そのようないろんな背景があってそれだったら自分で積極的に使っている人よりは、この人はちょっと刑が下でもいいのではないかと。あとは、自分で反省してダルクに行っているとか。そういうので、この人はこれからはやめようという努力が見えるから、ちょっと刑を下げようとか。

そういう意味で、一切私のやっていることが箸にも棒にも掛からない活動かというところではなくて、裁判になったときにそのような意味があるというのと、最近では検察庁でも起訴するかどうかを決めるときに、こういう活動を評価してくれるようになってきています。

また、「更生に資する弁護」という言葉を、高野先生というすごく有名な先生が言ったので、それでちょっとメジャーになってきたというのはあるのかもしれない。

これに戻ると、ちょっと小さくて見づらいかもしれないんですけども、これはもう裁判になることを前提でマトリックスをつくってみたいんですが、執行猶予、つまり今回は悪いことをしたんだけど、一回この人を社会に戻してあげようとして、社会内処遇というのですけれども、社会内できちんと生き直してくださいねということで執行猶予になって、ああ、もうこの人は駄目、刑務所に入れないと駄目になったら実刑になる。右側が実刑、左側は執行猶予。

上が本人に関する活動。被疑者、被告人という人に対して直接影響が出てくる活動。下は本人以外に関する活動というかたちで、こういう位置付けをしています。例えば先生がされている男親塾というのは、本人が社会に出ていない

と通えないので、執行猶予で社会に戻ることを前提のときに、本人に対していろいろとアプローチする活動として、執行猶予側の方に置かせていただいたり。

あとはクレプトマニアだと、家族の関係が問題の本質だったりしていて、家族の過剰な期待が、その人を摂食障害だとか、摂食障害の向こう側にあるクレプトマニアという問題につながっていて、それを解決する必要が出てきますね。

クレプトマニアと私さっきから言っていますけれど、日本語では窃盗癖と言って、万引きに依存している人たちです。例えば、家族会というのがあるって、どうして家族が窃盗をやめられないのか、家族に対して本人のそういう問題を説明して理解をさせてあげるとか、家族に対するアプローチがあったりします。

実刑になるようなケースでは、刑務所の前にカウンセリングをしたりだとか、本人の具合が非常に悪いときには医療刑務所とか、そういうところに行くように働き掛けができないかとか。考えてみるといろんな活動が弁護士はできるのではないかなというので、こういうのを考えています。

これは一つの例であって、いろんなケースごとにこのマトリックス自体が変わっていると思います。。子ども家庭センターが要らないケースもあるだろうし、そのケースごとに弁護士がこういう立体的に考えて組み立てて活動でいけばなというのを、一つの例としてつくっています。

これは成城大学の指宿教授とコラボレーションして研究しているところです。

図が続きます。あと2枚ぐらいあります。

皆さんは被疑者ノートと言っても、もしかしてピンとくる方は少ないのかももしれないんですけど、有名な被疑者ノートがありますが、これは違います。わたしがオリジナルで作っている物です。

○中村 「有名な被疑者ノート」について少し補足して欲しいのですが。

○菅原 そうですよ。日弁連がつくっているノートが有名な被疑者ノートです。争いのある、無罪を勝ち取るような事件のときに、取り調べで嫌がらせをされていないかとか、不当な扱いを受けていないかというのを克明に記録する被疑者ノートというのがずいぶん昔からあるんです。そのノートは弁護士だっ

たら誰でも知っている有名なものです。

これはそれではなくて、いまのところ私しか使っていない。私がつくったものです。

○中村 それは菅原オリジナルなのですか。

○菅原 そうです、はい。情状弁護被疑者ノートというものなんですけれども、これは4枚目までありますが、今日はあまり時間がないので1枚目だけ。

私は小さなカウンセラーの資格を持っているんです。それを利用して、何か本人にワーク的なものをしてほしいなというのがありまして。はじめは有名な方の被疑者ノートを差し入れしたりして、「考えを書いて」とか言っていたんですけれども、使い勝手が悪いので、オリジナルでつくってしまったというものです。

これは①なんですけれど、「人生を振り返ってみましょう。それぞれの時期で覚えていること、思い出したことを書いてみましょう」。これは必ず本人の名前を入れて。渡す日、これは今日の日付ですけれども、渡す日を入れます。

0歳、10歳、10歳は、これは適当です。その後は本人に年齢を入れてもらって、印象に残っていること、大人になったと思う年代、前科について思い出して書いてもらう。これを書いてもらったやつが次のスライドです。お願いします。

皆さん自分のことって意外と書いたことがないんですよ。これは本人に、ここは言わないんですけど、使っていいという承諾を受けているので見せると、2014年で、本人が昭和生まれで、お父さんお母さんは覚えていませんけれどもすごく喜んだと聞いた。

10歳のころは外で遊ぶのが大好きでした。15歳のころには陸上部に入っていて県で3位に入賞しました。えっ、あなたそんな人だったんだみたいな。これを読むと私自身もびっくりするようなことが書かれています。

28歳は大人になったと思った。働いて奥さんが妊娠したとか、そういう出来事があって、前科について、もう29歳30歳のときに罰金刑。起訴猶予とか書いてあって、こういうものは実際、逮捕、勾留をされているときに、ある程

度関係ができたなと私が判断したときに1枚ずつ書いてもらいます。

具体的には逮捕、勾留されて、警察署とか拘置所というところに身体が拘束されている人に対して、1枚1枚入れて、「次の面会までに書いておいてね」と言って差し入れをしています。「いや書けない」とか言いながら、みんな書くんですね。

2枚目は逮捕、勾留されているときの気持ち。3枚目は自分のよいところ、悪いところとか、嬉しかった言葉、むかついた言葉とか。4枚目は、最後にどうしていきましようかというようなかたちで終わっています。

これは実際に裁判の証拠に出したものです。裁判官がこれを読むと、目の前にいる人がやっぱり一人の人間に見えるのではないかなと思っています。実は、裁判官はこういうことを全く知らないわけではありません。警察が、この人がどんなに悪い人生を送ってきたのかという身上調書と言われている、その人のあまりよくなかった人生みたいなストーリーを作るので裁判官はこれを読むことには慣れているんですね。

ただ、警察はわたしが作ったノートのようなことは聞かない。こういういいところは聞かないんで、それを私が本人の字で書いてもらったものを証拠として出すことで、裁判官に、ああこの人も一人の人間なんだ、生まれるときは喜ばれて生まれてきた人なんだというふうにイメージしてもらうんです。この方はちょっと前科があったので、執行猶予、つまり社会に戻れるか微妙な事案だったんですけれども、これを証拠として出して執行猶予となりました。

私のスライドはここまでで、時間もなくなってきたので、刑事手続きについてはこのくらいで。あとは私が刑事と、もう一つの柱としてやっている家事事件について。家事事件も後で話が出てくるので簡単にお話すると、DVの加害者が離婚の当事者、つまり離婚調停を申し立てられた側になったりだとか、離婚裁判で訴えられたみたいなきには、民事事件として私の依頼者で来ます。

そのような人たちについて、その人のDV加害者の側面を配慮しないで、普通の離婚事件みたいなかたちでやってしまうと、なかなか良い解決にならないんです。

子どもさんがいるケースも多いんですけど、離婚した後に子どもの面会交流で関わらなくてはいけないのに、奥さんに対してDV的な発想のままで主張

し続けると、向こうはDV被害者のままで、かたくなに拒み続けて、結局は、子どもだけが不利益を被るような解決で終わってしまうというようなケースを見ることがあります。

私はDV加害者の男性、女性も一人いましたけれど、そういう人には必ず私が動機付けをして、グループワークだとかカウンセリングに行ってもらっています。

例えばDV的な傾向のある男性がいたとして、その人が子どもに会いたい、自分は全然悪くない、自分が暴力を振るうには理由があって、奥さんがこんなにひどかったんだみたいなことを言ってきたりすると、やっぱり子どもに会うには、親権者である奥さんの協力が必要なんだから、そのためにあなた自身は問題ないと思っていたとしても、この調停とか裁判で使うからカウンセリングに行っていて、その人から意見書をもってきてくれませんかとか。子どもに会いたいという気持ちだとかを動機付けとして、そういうところに行ってもらおうようにしています。

本人の認知のゆがみというのは、私が受任している間にすごくよくなるということはないんですけども。それでもやはり、まったくそういうのをやらないケースよりは、きちんと面会できるように状況が整うことが多いですね。

あと、本人自身が癒やされていく。妻や子どもと離されていたという気持ちを癒やされながら離婚していくという、ちょっと不思議なかたちになりますけれど。そういうかたちで、やらないよりは全然結果が違うなというのは実感しているところです。

○中村 ありがとうございます。さらにちょっと追加的質問をさせていただきます。さっきのDVにいく直前までのことなんですけれど。犯罪事実に関わる事実確認の一つも、その彼や彼女のそうせざるを得なかったという一般状況。情状を弁護するということが常とう的なやり方だと思うんですけど。

情状なるものが、やっぱりそれなりに科学的に確定されていないと、いろんな事情があったよねというだけだったら、やっぱり弱いと思うんですよね。だからここで人間科学の知見が生きてくると思います。

それで先ほどの例で言うと、女性が薬物事犯で犯罪になっていって、初犯は

執行猶予が付いたりすると思うんですけど、その次からさらに悪循環を起こして、これを回転ドア現象というんですけど、また戻ってくるんですね。そこでまた見ていると、どうやら薬物を使わざるを得ない何らかの被害性があるというふうに考えられるでしょう。

これは性虐待であることが多いんです。性被害や虐待であったりすることが多いという負の連鎖がそこに見られるんです。なので、そこは情状となります。しかし情状と言ってしまうと、ばくっとしているので、もう少しかつちりした言葉にしていきたいというのが、ここで扱いたいテーマです。

そこから何を修復しておくのかという、彼女の個人次元での修復課題があると思います。ここに対しては法律はどのように影響力を行使できるかです。何か示唆できるとすると、枠づけして、ああいうマトリックスをつくって、相談だったり、女性の回復の場だったりということでもリンクしているということがすばらしいなと思います。ニーズがよく見えてきますが、それはしかし犯罪行為を通したから、よく見えたという面もあるんです。

逸脱行動や問題行動を通して、何かシンボライズしていたというふうにと考えると、社会はそれを察知しなくてはならないなというふうにいえます。そこに知的な障害とか何らかの発達の障害とかが確定される場合がありますよね。

これは次の森久さんにまたお願いしたいんですけど。そういうテーマとして情状を、一般情状ではなくて、分かりやすく人間科学的情状として確定していきたいなと思っています。

そうすると、いま菅原さんがお話しされたようなことが、とても生き生きと見えてきて、もちろんそれだからといって、やったことの罪をなくする必要はないと思うんですけど、罪の更生の仕方ですよ。ここに関わってくるかなと思います。

それがさらに民事のDV、DVは刑事と民事が大変深く関わっていると思うんですけども、民事の離婚の前後を見たとしても、それはそれでいえるテーマがいくつかあるということでいま話をされたと思うんです。

そうすると、菅原さんから見ると、情状という言い方について、これは非犯罪的ニーズがそこに見えてくるんですけども、もっと確定した方がいいんですよね。

○菅原 中村先生がおっしゃるとおりで、弁護士が機転を利かせて、犯情と一般情状という枠組みの中で、この情状を動機の方に入れて、類型化の方に入れて、これはもう「はい動機です」みたいな感じで主張するという工夫を、いまでもしているんですよ。

ただもっとわれわれが情状を類型化して、かつ男親塾、ダルク、心療内科とか、そういうところに行って、再犯率が下がったとか、そういうデータを出すことで、きちんとこれをするのと約束したら、この人の再犯率は例えば30%ぐらいだったのが10に下がるとか。そういうふうに目に見えるかたちに整理をしていくことで、裁判所を説得しやすくなるのかなという気がします。

○中村 なるほど。そういう動機となると、今度は、動機ってものすごい意図したものという、インテンショナルなものが出てくるので、ちょっと意図しない、あるいは予期しなかった、あるいは予期的にはなかなか行動しにくい人たちがいるとすると、だから規範の問題が出てくるんですけれども。

だから動機までを制すると、善しあしがあるかなとは思いますが。一応そんな法廷技術の方を使うということだと思います。

もう一つ最後ですけれど、そうすると今度は、例えばああいうマトリックス図でいろんな資源がそこに、更生に資する弁護を可能にするために、更生に資する機会と資源があると思うんです。

そうするとどうなるかというと、この前の別の判決ですけれども、アスペルガーの方が事件を起こした。検察官の求刑が例えば10年だったとすると、資源や場や家族もないので、おまえはもっと刑務所にいなさいということで求刑以上の判決を出した。14年を出したというがありますよね。

ああいうのはどうなんですかね。森久さんの次のテーマになってくるんですけれど、求刑以上の判決を出して、社会に資源がないので、おまえは刑務所にいろということにはなっているわけですよ。これがまかり通っている。

むしろ裁判官は別のことを言うべきでしたよね。厚生労働省に責任があると。もっとそこが社会資源をつくりなさいということ。社会復帰のためのということですけどね。というようなことになってきますよね。

○菅原 そうですね。午前中の講演でエコな支援の仕方というのをご紹介頂いたのですが、いわゆる加害者的な人たちは、なかなかエコでは支援に乗りづらいような気がします。

そうなるときちんとした、ある程度国からもお金が付いて、そういう支援ができるというところをつくるという動きをしないとイケませんよね。刑務所をあたかも犯罪予防の施設みたいな発想にしまうと非常に怖いと思います。

○中村 そうですね。検察官はリスク、さっきの犯罪的事実にもみ焦点を当てて、いかにこいつが危険なやつかということで、リスクを中心にずっと動いているんです。叩かなければならないので処罰もとなると、検察官は悪のドラマ化をするストーリーを立てるんです。

でも菅原さんたちの新しい弁護はやっぱりそうではなくて、情状とか非犯罪的ニーズとかいうことに力点を置いて、社会や弁護が何をしなくてはならないのかということに力点を置いているストーリーなので、これはものすごくバッティングするんです。

しかし先ほどの話だと検察庁も、それなりに考えてくれていたり、裁判官のあまりヒューマンな側面に意図していくことよりも、それは大事なんだけれど、情状を確定していくということがものすごく大事ななと思って、いま聞かしてもらいました。そういうせめぎ合いをいましているという、まさに最中なんですね。

ということについて、私が出会った数ある弁護士さんの中では、菅原さんとはとてもそこに敏感な弁護士さんで、話がこれだけ合う弁護士さんはなかなか珍しいです。新しいことをされているなという意味で、とても私にとってはランクが高いんですけれども。

さらに、それをもう少し法学の世界の中で、どんなふうにも議論されているのかということで。

もともと「少年法」の領域は、司法と福祉が比較的セットしやすい。あるいは司法と教育もセットしやすい領域だと思っているんですが、それがいろんなニーズがあって拡大してきた。

「少年法」だけではなくて、もう刑事司法、刑事法学全体にわたって、いろんな新しいテーマが出てきたなということで、果敢に活動されている新進気鋭の研究者です。森久さんです。全体的にいまの話を受けて、ご関心とか最近の動向なんかを紹介してもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○森久 皆さんこんにちは。はじめまして。立命館大学法学部で教員をしています。いまだにあまり教員として認識していただけてなくて、新入生歓迎の時期になると、「サークル入らへん？」とか言われる状況でして、少しはスーツでも着れば違うんだと思うんですけども、実はいい年です。

さて「修復と回復」というテーマを今回いただきました。先ほどから何回か中村先生の方からお話があった修復的司法という言葉があるのですが、通常おそらく皆さんがご存じの刑事司法というのは、犯罪をした人がいて、その人が裁判で裁かれて刑罰を受けると。これは、基本的には応報と言って、因果応報の「応報」ですね。要するにやったことに対して責任に応じた刑罰を受けるということが前提だと思うんです。

日本の中ではもちろん応報だけを、つまり「目には目を歯には歯を」という話だけではなくて、そこに予防の要素、その人が次に犯罪をしないために、あるいは一般的にほかの人たちがその裁判の状況を見て、「あっ、ああいうことはしてはいけないんだな」ということを認識する意味で、予防の要素というの、そこに取り込まれているというのが一般論です。

ただ、そのような責任に対する刑罰という考え方に対して、応報ではなくて修復に基礎を置くのが修復的司法です。もともとの言葉は、Restorative Justiceというのが原語でして、restoreというのは、何かを回復するとか再建するとか、そういう意味です。もっと早くから諸外国の中では、そういう考え方がないわけではなかったんですが、日本で注目されたのが、1990年代の半ばです。

このRestorative Justice、これは訳語がいろいろあって、なかなかそれを確定できないところがあるので、「修復的正義」という言い方をしたり、「回復的司法」とかという言い方をする場合もあるので、私はもうRJと大体略して呼

んでいます。

さらに、あまり「司法」という枠の中に限ってしまうのは、先ほどから菅原さんのお話にもあったとおり、必ずしも裁判の中でいろんなことが全て解決するわけではない。むしろ裁判で解決できることというのは非常に限定されているんだというのが、Restorative Justice の考え方の根底にあると思いますので、そういう意味で私は RJ というふうにそのまま略して呼んでいます。

私から見た、とあえて書いているのは、私がなぜこの概念に着目して研究をし始めたかというところを追いながら、だいたいどういう流れで進んできたのかということをちょっとお話ししたいからです。

1997年に、皆さんもご存じかと思いますが、いわゆる神戸事件、酒鬼薔薇君の事件、割とここから近いところで起こった事件ですけれども、校門の前に当時14歳の少年が、もっと自分より幼い子の首を切って置くという、非常にセンセーショナルな事件が起きました。

その当時、私は大学2回生だったんですけども、非常に不真面目な学生で、法学部に進んだものの、最初に履修する「民法」とかの面白さが一切分からなくて、法律を勉強することの意義も全然分からない学生でして、取りあえずつぶしが利くだろうと思って法学部に行ったものの、好きなことだけやって過ごす駄目な学生でした。

この事件が起こった頃、その後ずっとお世話になることになる大学院での指導教員の先生が、ある講義で、犯罪、あるいは刑務所のことについてお話をされまして、そのときに刑罰って何なんだろうということだったり、あるいは刑罰ってそもそも何かを解決しているのかなということを感じたんです。それが、法学部に来てから初めて関心を持ってた事象だったわけです。

神戸事件が起こったことで、「少年法」という、犯罪を犯した少年をいかに扱うかという法律がありますけれども、それが2000年に改正されることになりました。その一つのきっかけになったのが、やはり神戸事件に対する世論と、少年法への批判です。

神戸事件は家庭裁判所で審理されたんですけども、家庭裁判所での審理というのは非公開です。通常の刑事裁判のように公開の法廷ではなくて、非公開の場で少年が裁かれるということになりますので、被害者は当然そこに入るこ

とができませんでしたし、ほかの人たちから見ても、その少年が一体どういう少年だったのかということが一切分からない状態だったわけです。

そのため、世間からすると、あんなにひどいことをした少年が、何でもっと厳しく世間の目にさらされないんだと。また、被害者が放置されているのは何でなんだということが、強く批判されたわけです。

キレる少年だとか、少年が昔に比べてだんだん変わってきているというようなことが世間的に言われていた時期でもありましたので、最近の少年というのは、もっと自分の行動に対する責任を自覚しないと駄目だと。要するに規範意識というのをもっと強化しないと駄目だといったことが叫ばれたのです。その結果、応報ということをより強調した「少年法」に変えていくべきで、少年も大人と同じように責任を負うべきではないかということが言われたわけです。

しかし、そのような考え方に対して、ちょうどそのRJという考え方が日本に入ってきたことを契機に、応報ではないやり方で少年の責任というものを少年自身に理解してもらう。そういう何か別のやり方があるのではないかという主張もなされました。

RJというのは、修復を目指すわけですが、これは何の修復を目指すかというのと、その犯罪を行った犯罪行為者（犯罪をした人）自身と被害者、あるいはその少年を取り巻く社会、つまりコミュニティ、その関係性の修復です。

そのコミュニティは非常に近いコミュニティの場合もありますし、もっと広いコミュニティである場合もありますけれども、いろいろな人たちとの間で関係性を修復していくということが、刑罰とは違う方法で、主にそれは対話によるコミュニケーションや、少年自身、あるいは大人自身であっても、その「修復的司法」の中で扱う犯罪をした人自身の回復を経て修復していけるのではないかということが主張されました。

その考え方をもう少し突き詰めていけないかな、というふうに思いまして、私も大学院進学を決めてようやくちょっと真面目に勉強をするようになり、研究者を志すようになりました。

そこで、諸外国でほかに、このRJの考え方に基づいた取り組みに、一体どういうものがあるのかということをいろいろと研究しました。私が主に研究対象にしていたのはイギリスですが、もともとはニュージーランドとか、カナダ

とか、そういうところでこのRJに基づくいろんなプログラムが行われています。

簡単に言うと、裁判所で通常どおりの刑事手続き、裁判が行われる前、あるいは裁判の途中で、その手続きから離脱させる。これをダイバージョンという言い方をするんですけれども、手続きから外して、そこで話し合い、対話をするのです。その話し合いに当たってコーディネートをやる人、もしくはソーシャルワーカー等の支援をする人が関与して、被害者、加害者、コミュニティの人たちが、お互いに話ができるような場をつくっていくという、そういうプログラムをやっています。

こういう話をしていくと、最初は被害者対加害者、私は加害者のことを、加害以外の部分も持っていることを前提に「犯罪行為者」という言い方をだいたいですけれども、そのような対立軸で捉えられるようなところが常にある、修復的司法というのも被害者と加害者の和解なんだろうという理解をされやすいのです。要するに、当事者同士がいかにかうまくやっていくかという話なんだろう、というところで、安易に収まっているようなところがあつたんですけれども、それだけではないのではないかなと思いました。

実際、私が研究対象にしていたイギリスでは、そういったRJプログラムにボランティアの一般市民がコーディネーターとして関わっていたのですが、その人たちは、まったくその少年とか被害者とは関係がない人たちなんです。その人たちが、少年側、被害者側の支援にそれぞれ入るんです。

それは、少年の話をもっと詳しく聴くとか、あるいは被害者側の話をより詳しく聴いて、間で、メディエーションという言い方をしますが、仲介をしていくような作業、そういう作業を一般の市民の人たちがボランティアとしてやっているんです。

そういうボランティアで入った人たちが、それまで全然知らなかった、犯罪行為者が犯罪に至る経緯とか、あるいは犯罪をした後の犯罪行為者がどういう状況になるのかとか、あるいは被害者がどういう状況に置かれているのかということを知ること、社会の側も変わっていくという効果があるということ、イギリスではその当時強調していたんです。今はまた少し変わってきているんですけれども、当時はそういうことを強調していて、当事者同士だけではなく、

コミュニティの関与も非常に重要なのではないかなと感じました。

要するに、被害者対加害者の対立軸だけではなくて、周りのコミュニティがどういうふうにその人たちに関わっていくか、またその人たちが周りとうどう関わっていくかが重要なのではないかなということを考えるようになりました。

今までのお話は主に関係性の修復についてですが、そこからさらに、それぞれのアクター（メディエーター等）がいて、その間をどういうふうに修復するかというところに、従来も着目されがちだったんですけども、実はその修復というのは、その前提に何が必要かという、やっぱり加害行為を行った人、つまり犯罪をした人が、自分の責任、自分が行った行為に対して自分の考えを深めるということがないと、なかなかほかの人たちと話をしていくということはいできないわけです。

自分の行った行為とか、自分自身をちょっと客観的な視点から見るということがないと、それを周りの人たちと共有していくことは難しい。それはまさしく、責任の克服に至る経緯だと私は思っているんですけども。

自分のやったことはとても悪いことだ、かつ、それが人にこれだけ影響を与えているんだ、というようなことを最初から実感できるような人は、そもそも犯罪行為に至っていないですよ。多くの方は、他者のことはおろか、自分自身のことすら大事に思えない人たちが、犯罪をした人の中には多数いらっしゃるわけです。

そうすると、そもそも自分という存在、あるいは他者、自分以外の人たちに対して価値を見出すことができるような前提がないと、たぶん責任というものを覚えることは難しいし、周りの人たちと、その行為がどういうものであったかということも共有することも難しいのではないかなと思うのです。そういう意味で、他者との修復の前には自己回復があるのではないかなと考えます。

犯罪に至るまでの彼／彼女の歴史の中に、さっき菅原さんのお話の中にありましたけれども、生まれてすぐは、親にも大事にされていたかもしれないし、いいこともあったかもしれないけれども、でもそこから先の人生の過程の中で、自分はそもそもここで生きていい人間なのかなとか、あるいは、あまり社会の中で必要とされていないのではないかなとか、そういう体験が積み重なっていくと、自分の存在価値って、自分自身の中でどうも下がっていくわけです。

そういう経験を積んできている人たちに対して、自分というのがそれなりに社会の中で認められるべき存在ですよと、あなたをそういう存在として認めている周りの人たちも、自分にとって大事な存在ですよ、ということ、どうやって認識してもらうかが重要なのではないかなというふうに考えるようになりました。

犯罪行為やそこに至る経緯について、自分自身の中で整理するという意味で内面的にも、あるいは外側にそれを表明するという意味で外面的にも、責任を負って、関係性を修復することに、そもそも臨めるような自分を、どうやって回復するのかということを考え始めました。

同時に、その時期間題になっていたのが、次にお話をする人たちで、その人たちは、最も自己回復が難しい、責任の克服に困難を抱える人たちではないかなと思ったんです。それはどういう人たちかということ、いわゆる社会的に何らかの負因を抱えている人たちです。端的には、何らかの障害がある人、あるいは高齢者等が挙げられます。

ちょうどそういう属性を有する方々のことが刑事司法の中で、目に見えるかたちで問題になってきたんです。これはどういうことかと言いますと、そもそも2000年代初頭から、刑事法手続きに関わってきた、つまり刑事裁判にやってくる人たちの中に、障害があるということ、ほとんど見過ごされた状態で、普通に裁かれている人たちがいますよということを告発している弁護士さんが一部いらっしゃったんです。

これはある意味非常に意外性を持って受け止められたことでした。障害がある人って、責任無能力と言って、そもそも刑事責任を認められていない、あるいは刑事責任をちょっと減じられて裁きを受けているのではないかなという認識をされているところがあったのですが、実際はそうではなかったんです。

軽度の知的障害がある人等が一番顕著ですが、ほとんど見た目には障害があるということが分からない人たちは、普通に裁かれていたわけです。しかも、反省の弁を述べたりしにくい分、ともすると、障害のない人よりも重い刑罰を受けているようなケースがあったということで、それはちょっと問題なのではないですかということが弁護士さんから告発されるようになりました。

また、2003年から2006年ごろにかけては、障害のある人あるいは高齢で万

引きをすごい何回も繰り返しているような八十何歳のおばあちゃんとかが、刑務所の中に大勢入っていることが判りました。本来であれば福祉的支援を受けていないといけない人たちが、なぜか刑務所で全部面倒をみられているという状況が判ってきていたわけです。

そのことを元法務省の職員だった方や、あるいは刑務所に入った元国会議員の方が本に書いて、表外に知らしめるようになりました。

そういう状況が問題なのではないかということで、2009年に、長崎にある社会福祉法人・南高愛隣会という、障害のある人たちの支援をやっている非常に大きな社会福祉法人があるんですが、その方々が中心となって、厚労科研で研究をされまして、それを契機に刑務所から出てきた福祉的ニーズのある人たちの支援というのが始まりました。

これは、主には地域生活定着支援センターというセンターが設置され、これは各都道府県に置かれたのですが、福祉の関係者の方々が刑務所から出てきた知的障害のある人、あるいは高齢者の方々を福祉につなげていくという事業です。

そういうかたちで、司法と福祉、あるいは医療、心理等々との連携というのが、組織的に始まったのが2009年以降の状況です。

それ以外にも、実は司法と、その他の領域、いまお話ししたような福祉、医療、心理等々との関係というのは、いろんなかたちで展開されはじめてまして、例えば「医療観察法」という精神障害がある方で、重大な犯罪行為を行った方に対する法律の制度というのができました。

その「医療観察法」においては指定医療機関という病院が指定されていて、精神科の先生方と連携をしながら観察を行いますので、社会の中でその人たちの生活を見守っていくというようなことが行われています。

先ほど言った刑務所から出てきた人の出口支援と同時に、先ほど菅原さんがおっしゃっていたような、まだ裁判の段階で刑務所に入れないうための支援というのが、入口支援というかたちで行われているのですが、それも新たな司法と福祉の連携です。

また、刑務所であるとか、更生保護施設という刑務所から出てきた人たちが衣食住を提供してもらっている民間の施設があるのですが、そういうところにソー

シャルワーカーの人を配置するというようなことも行われはじめています。

検察改革というのがここ何年かの間に進んでいるんですけども、皆さんもたぶんニュースでご存じの村木厚子さんという厚労省の局長の方が冤罪で捕まって、そこで取り調べの問題というのが非常に大きくクローズアップされて、検察の捜査のやり方というのをちょっと変えていきたいと思いますということが行われています。そこでも障害のある人に対する取り調べが非常に問題が多いので、ここもちょっと変えていきたいと思いますというようなことも始まっています。

さっき、中村先生にご紹介いただいた、PFI 事業と言って国と民間の企業とが協力をして官民共同でやっている刑務所というのが現在日本には4カ所あるんですが、そのうちの一つの島根あさひ社会復帰促進センターというところでは、アメリカの社会復帰支援団体のアミティという団体の治療共同体プログラムを実施しています。

犯罪をした人同士が、自分の生い立ちであるとか、あるいは犯罪に至るまでの経緯というのをお互いに当事者同士で話し合っ、何が問題だったのか、また、これからどうしていったらいいかということ話し合うというプログラムがありまして、それが島根あさひで現在行われています。

こういう話をすると、あたかも司法と福祉の連携、あるいはその他の領域との連携というのは、いろんな新しいことが始まって、まさにこれから、という魅力に溢れている感じがするんですけども、実はそうではないところもありまして、様々な問題があります。

一つは、とにかく刑事司法機関、犯罪に関わることを行っている機関には、非常に強固な歴史的文化があります。刑務所に行かれた方、先ほど手を挙げていただいていたけれども、少し内情を見ていただくとお分かりのとおり、外の人たちが見ると、ちょっとびっくりするような文化がまだに残っています。

刑事裁判の状況を見ていただいても、日常的にわれわれが話しているような環境でお話しをしているわけではないということは、お分かりいただけるのではないかなと思います。少なくとも『リーガルハイ』に出てくるような、あんな弁護士はいませんので、あんな楽しいことには、そもそもならないわけです。

そういう状況がある中で、福祉だとか教育だとか心理だとか医療だとかとい

う、まずクライアントがいて、その人をどう支援するのか、あるいはその人に対して何をどうやったらその人の生活がよりよくなるかという視点は、従来の刑事司法制度の中に、残念ながら極めて少量しか含まれていないと思うわけです。

もちろん一部の刑事司法関係者の中に、例えば、先ほどこちょっとお話にもあった保護観察所、保護観察を行われている方なんかは、保護観察を受けている人に、まさしく社会の中でどうやって生きてもらおうかということを考えていますから、刑事司法にもそういう視点が全くなかった訳ではありません。

それ以外の機関にも、犯罪をした人がよりよく社会の中で生活していくためにどうしたらいいかということを真剣に考えている方も個別にはいらっしゃいますし、菅原さんのような良心的な弁護士さんももちろんいらっしゃるわけですが、そういう人ばかりではないわけです。

裁判官の視点で見ると、日本の刑事裁判というのは、起訴されると99%以上有罪になりますから、裁判所にやってくる人は基本的にみんな有罪だという感覚に陥りやすいですし、この人はもうどうしようもない人だという意識になりやすいところがあります。

そういう状況の中で、ほかの文化を持つ領域と連携を取っていく際に、犯罪をした人本人が主体であるとか、あるいは支援のためのニーズが、この人にはあるんだということを認めるのが非常に難しいというところがあると思います。

また、ほかの領域はほかの領域で、犯罪をした人が来るということになると、「えっ、犯罪？どんな怖い人が来るの??」という話になって、福祉の方なんかは、先ほどの地域生活定着支援センターが始まってすぐのころは、特に受け入れをしてくださるところが非常に少ないという問題が出てきました。病院の中でも、そういう人を扱うために特別な区画をつくらないといけないとか、そういうかたちで、ほかの支援ニーズと比べたときに、犯罪という要素をどう扱っていいのか分からない、おっかなびっくりの感じになるわけです。そういう問題もあります。

また、刑罰というのは、責任に対して強制的に科せられるものなのですが、そういう強制と、ほかの領域において、本人のニーズとか自立性に応じて行わ

れている支援というのは根本的に矛盾します。

本人のニーズや、本人がこうなりたいというところに対して支援をするということと、強制的に刑罰を科すということは、本質的に矛盾するんです。その矛盾を一体どういうかたちで解消するのか。これを一步間違うと、つまり、刑罰の中に本人の自立性とか、ニーズに基づく支援を無理やり取り込んでしまうと、「強制を伴う支援」という矛盾を孕んだ支援になってしまう可能性があります。

つまり、「あなたのためですよ」と言いながら、本人に強制的に治療を受けてもらうとか、強制的に支援を受けてもらうというかたちになるわけです。それが全ての場面で絶対に許されないかという、きっかけくらいは許されるだろうという議論もあるのですが、その点について十分留意する必要があります。

やはりそれが常態化してしまいますと、そもそも自分が「生き直したい」とか、自分が「変わりたい」という本人の意思を完全に無視したかたちで、そういう支援ができるのかということが問題になるだろうと考えています。

結局のところ、現在、支援の目的とか理念が不明確なままで、いろんな施策が進んできています。それぞれの領域で頑張ってもらってる方々は、本人のためと思って一生懸命頑張ってもらってると思います。前例のない支援ばかりですから、現場はそれぞれ必死だと思っています。

しかし、では最終的に何を目的としてこういう支援をするのか。また、犯罪をした人への支援はそもそもどういうものでなくてはいけないのか。本人の意思とか、本人がどうなりたいと思っているかということを中心に無視して、そういう支援が進んでいくということは許されるのかどうか。そういう根幹をしっかりと議論しないといけない局面に、現在はきているのではないかと考えています。

この問題は、「社会復帰」とはそもそも何なのか、あるいは先程のお話で更生というのが甦りだというふうにおっしゃっていましたがけれども、私は、「更生」というのは「自ら生き直す」ということだとも思うんです。更生とは、ただ単に犯罪をしなればいいのか、それとも、みんなが認めるようないい人として生きていかないといけないのか、あるいは、自分自身が自分の生き方に納得することなのか。そういうことも、真摯に議論されるべきだと思います。また、

修復、回復ってそもそも何なんだろうということも、刑事司法だけではなく、その他の領域の人たちともっと共有していかないと、うまいことこの分野の人たちを支援していくことは、やっぱり難しいのかなというふうに考えています。

○中村 ありがとうございます。話としては、さらにいろんなものを用意してもらっているんですが、いったんここで。さっき菅原さんといろいろやり取りさせてもらったことの法学的なというか、新しい法学だと思うんですけどね。位置付けてははっきりといろいろ定義してもらい整理がずいぶん進みました。

とはいえ、整理すればするほど、いろんな矛盾を引き受けながらの新しい領域かなと思っています。私も法学部出身なんですけれども。法学部も40年近く前ですが、そのときの法学部には、こんな法学者はいませんでした。そのときにこんな「刑法」や「刑事法」の理論を聞いていれば違う人生だったのかと思うと、ずいぶん変わったなと思いました。

法律や法学もたぶん時代の課題を撰取しつつ動いているのかなと思うと、ずいぶん新しい課題を引き受けているな。また、その先頭に立ってらっしゃるので余計にアンテナ高く敏感ではないかなと思って聞かせてもらいました。

森久さんがここで話されたアプローチ考え方は主流なんですか。もしこれが、もっとこうアクティブになっていくと、こういう人間科学分野との連携も大変大事だし、逆に人間科学の人たちは、はっきりした、くっきりした、その法律的なめりはりが付いているというか、規範なので、善悪も含めてははっきりさせますので、そことの折り合いを付けるためにも必要だと思ったんですが。いかがでしょうか、主流なんですか。

○森久 一般的には、少なくとも20年前は、「何言ってるの」と言われる話だったと思います。10年前ぐらいから、その前にRestorative Justiceの話が入ってきていたこともあって、「まあ、できたらいいよね」ぐらいの話にはなったと思います。

そこからさらに、2009年以降は、実際に地域生活定着支援センターができたこともあって、「必要なんじゃないの」というところまでは、刑事法学者の間でもある程度共通認識はできたかなと。

ただ、その共通認識ができた部分も、単純に、取りあえず刑罰だけでは無理なので、「誰かにほかに入ってもらった方がいいよね」というレベルなのか、もうちょっと、「いや、もっと積極的に人間諸科学と連携を取っていくべきだよね」というところなのかが、まず分かれていて。

かつ、人間諸科学と連携を取っていくべきだけど、その「べき」というところが、強制的にでもそれはやるべきだとかどうかに見解の違いがあります。つまり、さっきお話しした支援のあり方について、支援であるんだけど、それは刑罰という枠内でやることなんだから、目的は究極的には「再犯防止」で、「再犯防止のために、それは本人が嫌がってもやるべきだ」という話なのか、それとも、やっぱり本人の自律性とか、そういうところを尊重していかないと、「生活再建」や「生き直し」のための支援としては成り立たないし、そこに入ってくるほかの領域の人たちにとっては非常にやりづらい支援になりますよね、という話になるのか、というところでさらに別れることになります。

いま聞いていただいて分かると思うんですけど、まず2分割されて、そのうちのさらに4分の1の中の、さらに…というぐらいなんで、私はたぶんマイノリティーです。すみません。

○中村 なるほど。二人ともマイノリティーだとおっしゃるけど、人間科学からみると必然のような、主流となっても当然のようにみえます。ただ、なぜそういう質問をしたかという、この後で方法論チームがまた登場するんです。それで修復とか伴走とか予見とかいろいろ並べているというだけではなくて、そこにあるセオリー、方法論が必要で、単に諸分野が連携すればいいというだけではなくて、それらが共通言語をどう持つかというということが大事なんです。連携はもう必然的なんです。

なので、次は諸分野を融合することを考えていて、それを「トランスレーショナル」という言葉で括っています。最初に所長がおっしゃったけれど、「トランスレーショナル」ということが次の課題となる言葉です。お互いがお互いを理解して共通言語にして、世の中のために、本人の更生のために、被害者のために、社会防衛のことも視野に入れ、いろんなことができないと駄目だということが言いたいんです。「トランスレーショナル」と言った場合に、マイノリ

ティーかどうかは別としたとしても、お二人のような先見の明のある方々のテーマが成熟しているかどうかの方が大事だと思うんです。

森久さんご指摘の強制か自立かという際にも、このレベルで注意しなくてはならないのは、国家の意思が強く入ることなんです。それが「医療観察法」とか、例えば強制的治療というのは厄介なものを含んでいると思うんです。

そうするとそこにはトランスレーショナル、橋を架けることが必要で、合意できるのであれば、例えば「弱いパターンリズム」という言い方で、当面その強制と自立の折り合いを付けられないのかというようなことになるんです。そうすると国家ではなくて、後見人制度やプログラムそして更生資源と機会をどう立てましようとか、いろんなことが言えていくわけです。

それでダルクとか民間のプログラム、いろんなリハビリテーションプログラムがありますけれども、その資格をどう認定するのかという議論になります。誰でもいいというわけではない。しかし臨床心理の方では、この加害者臨床や脱暴力支援の領域は弱いんです。

保護と更生の領域で、自発性、クライアント中心でやっている個人面談を中心とした臨床のアプローチでは弱い面があります。

福祉もものすごく分割されています。人間の回復ってトータルティーを持っているので、そこに対してどう考えましようかという、そのトランスレーショナルということがとても大事になってくるんですね。方法論なんです。

もうそろそろ締めなくてはならないので申し訳ないです。このチームでは幾つか関係者が集まって、幾つか実践の舞台の連携をして、自ら実践しているって、なかなか加害の場合の臨床って難しいんですね。

だから私も刑務所に出掛けたり、虐待している親たち、これは児童相談所の連携とか、薬物の人たちは薬物の当事者グループの関係とか、いろいろ付けながら研究をしております。

いま縷々述べてきた辺りがどのように理論化できるのか、そして社会的な実践の中に、こういう考え方がどう還流していけるか。分野を超えて、どう共同理解が進むか。何よりも最終的には社会復帰、ソーシャルインテグレーションの方に向かって、政策、制度、臨床が、どう統合できるかということを考えながら研究しているということなんです。社会のありようとしても大事な領域だ

と思っています。

それからもう一つ最後に、この話は加害とか問題行動とか逸脱行動に向かっています。つまり行動がアウトされる人たちなんです。そういうかたかで外に向かう人たちなんです。

もう一つ生きづらさを表現するのは、例えばリストカットとか自殺とか、また内側に向かって攻撃性が出る場合もあるんです。これはこれで別の問題行動領域をつくっていくんです。

暴力となると他罰的、他者に向かっていく人たちなんです、それが自己に向かう人たちがいます。両面なんですね。両面を見るので回復なんです。両面を見るので修復なんですね。何か修復され回復されなくてはならないのかというのが先ほど来あったかと思うんですね。

最後に森久さんに質問です。

この前までオーストラリアに在外研究に行かれていたりして、このRJの概念が例えばアボリジニですとか、ニュージーランドのマオリ族とか、カナダのファーストネーションだとかの方々の問題解決の仕方なんかからも学んでいる面があるとは思うんですね。

それを近代刑事司法がどう取り込んだか。あるいは近代刑事司法の弱点がどこにあったのかとか。いろんなことがまだまだ森久さんの研究にはたくさんあるんで、そういう辺りも含めて、もう少しグローバルな視点から見た場合に日本文化、日本社会の中にどう定着していくのかとか。

それからあと、治療的司法という言い方もするんですけども、これとの関係も含めて、意見をお願いします。

○森久 はい。すみません。1年ほどオーストラリアのビクトリア州というところに私は行ってまして。

ここに書いていますとおり、オーストラリアってもともと「白豪主義」と言っていて、白人が一番優位で、それ以外の民族というのは全て劣等民族であるという考え方を長きにわたって持っていた、非常に差別的な国だったんです。

それが2000年代に入って、多文化共生ということを声高に言いはじめまして、現在では大まかに170以上の民族が生活している多様性ある土地なんです。

私がいたメルボルンも、白人だけではなくて、本当にいろんな人たちと普通に擦れ違うので、日本人である私がそこを歩いていても、何の違和感もないようなそんなところです。

つまり、最初からバックグラウンドが違う人たちが一緒に住んでいるところなので、当然いろんな紛争が起こるわけです。「空気読めよ」というのがまったく通じないところなので、「空気を読めない」状態で最初から成り立っているところなんです。

それが刑事司法だけではなくて、いろんなところで生かされているというか、そういう対策を採らざるを得ないということで、いろんな特別法廷、スペシャリストコートと呼ばれる法廷をたくさん持っています。特に注目すべきはおそらく近隣司法センターと、Assessment and Referral Court だと思います。

近隣司法センターはまさにRJの考え方に基づいて設けられたと言われている裁判所なのですが、ざっくりいうと地域の公民館みたいな裁判所です。

そこに自治体とか、犯罪した人の支援団体とか、あとは福祉系の民間団体とか、いろんな団体が同じフロアーにオフィスを構えているんですね。ですから、その裁判所にやってきた犯罪をした人、あるいはその家族なんかが、基本的に裁判所で全ての問題について相談に乗ってもらえるところなんです。同時に、そこで犯罪行為に関する話し合いも全部やってしまうという、そういうセンターです。

また、Assessment and Referral Court というのも、これは精神障害とか、後天性脳障害（虐待とか交通事故で何らかの障害を脳に負ってしまって、非常に暴力性が強くなる人たち）の人たちに対して、支援の提供と修復的な司法手続が行われるのがこの特別法廷です。

私が非常に驚いたことの一つは、刑事司法の中で、Good Lives Model といって、これは日本でも若干紹介されていますので、ご存じの方もいらっしゃると思うんですけども。簡単にいうと、よき人生モデル、よき生活モデルという社会復帰モデルでして、これがビクトリア州の刑事司法実務に非常に強く影響していることでした。

簡単に言うと、犯罪をした人が、いかに本人にとって、よき人生を送るかということを考えるというモデルでして、犯罪というのは、その人にとっては自

分が得たいと考える基本的価値を手に入れるための一つの自己表現とか、自己実現であるという考え方が基盤にあるんです。

例えば、分かりやすいのは、財産を盗むというのは、財産を得たいから盗んでいるわけですがけれども、でも、財産を得る方法は別に犯罪だけでは当然ないですよ。性犯罪の場合であっても、人とのコミュニケーションというのが重要だから、人と接触するために、誤った方法として性犯罪に至ってしまっている人がいて、でも人と親密な関係を築く方法は、犯罪ではない方法でも当然可能であるということです。

本人の考え方とか、本人の希望、自立というところを変えずに、方法論をどうやって変えていきたいと思いますかというのが Good Lives Model の基本的な考え方です。

このことは、あくまでも当事者の人権に基づく、Human Rights Based なアプローチなんだ、ということが言われるんです。つまり、その人がいかに社会の中でうまく生きていくか。「うまく」というのは、周りから見て、ということももちろんありますけれども、本人にとって意味のある人生をどうやって送るかということを考えるわけです。

こういう考え方が、司法福祉と日本で言われているような領域でよく浸透していて、特に障害のある人の権利に関しては、「障害者権利条約」という国際的な条約がありますけれども、その上に州の「人権憲章」とか「障害者基本法」に基づく支援が前提にあって、その上にさらに刑事手続きが成り立っているというような構造になっています。

その一つの例として、私が向こうに行つてすぐに、あるカンファレンスで、心理学博士の方の報告を伺ったんですけども、この人は本当に法学を一切やっていない人で、純粹に心理学だけをやってきている人なんですけれど、この方の報告パワーポイント 150 枚のうちの半分以上が、本人の権利論なんです。つまり、犯罪をした障害のある人の人権とは何か、みたいな話なんです。

その人が話されていることは、さっきお話したような Good Lives Model の話であったり、人間としての尊厳というところを前提にしたときに、この人にどうアプローチができるのかといった話でした。つまり、この人のこういう部分が社会と折り合わないから、こう直しましょうという話ではなくて、

この人がどういうふうに生きていけば最終的に社会とうまく折り合っていけますか、という話なんです。そこの考え方の順番が違う、ということだと思います。

リスクアセスメントということが、日本でも最近かなり言われるようになってきたわけですが、向こうで言われるアセスメントというのは、リスクに特化しないアセスメントです。

どういうことかという、さっき言った Good Lives Model の観点を入れながら、これは、医療とか福祉における社会モデルの観点と言い直してもいいと思うんですけども本人に何か悪いところがあるから、それを直していきましょうという考え方ではなくて、その人が持っているものを活かしながら、社会の中で摩擦を起こさない生き方をしていくにはどうしたらいいですかね、ということ考えつつ働き掛けをしていく。つまり、生物学的・医学的なアプローチで本人だけを変えていきましょうということではなくて、本人自身もその生き方に関するアセスメントに関与するのです。

自分がこういうふうに見られていますよということを知った上で、じゃあ自分がどういうふうに変わっていけばいいのかなとか、あるいは、自分はじゃあどういうふうにと人と接していけばいいのかなということを、本人のモチベーションにつなげていくようなかたちで支援していくということが非常に強調される。そういうアセスメントが行われているということも日本との大きな違いかなというふうに思います。

人権アプローチの観点と、そういう本人を取り込んだかたちでのアセスメントと、当事者、行為者本人も自律的回復を中心とするような社会復帰支援というのが、どうやったら日本でも構築できるのかなということを考えていく必要があると思います。

先ほど、中村先生が、共通言語をどうやって持っていったらいいのかというお話をされていましたが、やっぱり処遇をする人、される人、支援をする人、される人、治療する人、される人という関係だと、どうしても社会復帰させる、回復させるという考え方になりやすいわけです。そこでの共通言語だけでは難しいのだらうと思います。今日の午前中のご報告の中で、当事者2対スタッフ1の方がうまくいくというのは、まさしく当事者同士が、どういうふ

うに関係していくかという点関わっているんだろうと思いました。

その当事者同士の関わりに、第三者であるスタッフがどういうふうに関わっていくのが良いのか、という考え方で視点を共有していくことが必要なのではないかなと思いますし、これはおそらく被害者支援においても同様ではないかなと私は思っています。

犯罪被害者というのは、いまの日本においては、刑事司法の中で、犯罪した人が厳しく罰せられるということによって被害者は回復するものだというふうに使われているところがありますけれど、それは支援ではないと思うんです。

被害者で、もちろん厳しい刑罰を望む人たちはたくさんいらっしゃると思いますが、一方で、被害者は被害者自身の人生が当然あるわけですし、被害者が犯罪行為の影響を受けてしまって、それに支配されている人生から新たに違う人生を生き直していくためには、行為者の処分とか、処遇と単純に結び付けられないかたちでの、その人自身のための支援というのが、本来は別途必要だと思います。

刑罰による安上がりな「被害者支援」ということではなくて、それぞれの領域が独立性を保持しながら、本人の人権に基づいたかたちでの支援というのを、いかに構築していくべきかという視点に、今後変わっていくことが重要なのだと思います。

治療的司法とか、修復的司法というところで重要視されることは、最終的には当事者間の関係性の回復であるとは思いますが、やはりそこに行くつくまでの過程のところ、procedural justice、過程的な正義とか、過程的な司法というところをどうやって構築していくかなのではないのでしょうか。

そこに、菅原さんのような法律専門職だったり、人間諸科学の方々にどういうふうに関与していただくか、具体的なデザインをつくっていく必要があるのかなと思っています。すみません、まとまってないですね。

○中村 ありがとうございます。

菅原さん、総まとめ的に発言をお願いします。法実務から見ても、いろんな新しいことが見えて、今日は刑事でしたけれど、途中で民事の話も含めて、かなりこのテーマが大きいかなと思っています。

弁護士実務からすると、お金にならないんだと思うんです。お金にならない、つまり社会的な流通という点でまだまだな領域なので、先駆的だったり、手弁当的だったり、いろいろすると思うんですけれどね。今後これは大きくなっていきますよね。

最後に何か一言。

○菅原 そうですね。ロジカルなところでは、森久先生にここまで整理していただいて、私たちが目指すべきところははっきり見えてきたと思います。

ただ、実際に本人と面と向き合う、本人に会う立場からすると、こういう触法障害者だったり高齢者だったり、あとはそういう加害者傾向のある人というのは、非常にその本人の意思を尊重すると、本人がいままで持っていた問題に引きずられてしまう。本人とか、その能力の限界があるというところがありますよね。

例えば、私みたいな職業で、そのような方に面と向かって会える場所にいるものは、そういう方を見つけたら逃がさない、という視点も必要かなと思います。中村先生の一番はじめのパワーポイントでこうちょっと早く進んでしまったところ、サークルズUKの話が出てきて、われわれ専門職が円を描いて真ん中に本人を置いて見守るという発想を以前教えていただいたんですよ。

まさに、本人をつかまえて真ん中に置くのが私の仕事なのかなという気がしますし、本人が、例えば執行猶予で出たりとか、社会にいる間もやんわりと本人を見守り続けるようなシステムをつくって、本人の意識が変わるタイミングだとかを逃がさないで、支援につなげられたらと思っています。その際は、もちろん本人の同意が必要なんです。

またこれから先の活動としてやりがいがありますので、是非周りの弁護士も巻き込んで取り組めたらいいなと思いました。ありがとうございました。

○中村 ということで、みなさん、ニーズがあったら菅原事務所へ相談しに行ってください。

まだまだ生成途上だったり実践途上だったりしているところです。本当に対面して加害行為に向き合うというのは、いろんな工夫がまだまだいるところで

すが、対象者自身の課題があるので、支援者の力があるのです。

これからの領域の一定の何なりの到達点が見えてくるかなということで、この研究所でチームを組織してやっています。また引き続き来年もやりますので、ぜひ関心がある人は研究所に来てもらって、いろいろな関わりを持ってもらったらなと思っています。

本当に今日はどうも二人とも短い時間でありがとうございました。皆さんもご参加くださりありがとうございました。

**修復的支援チーム
対談**

「修復と回復-対人援助の新しい問題」

情状弁護のその先に・・・
菅原直美さん(なら法律事務所 弁護士)
新領域刑事法学・・・
森久智江さん(立命館大学法学部 准教授)
企画&進行: 中村 正(立命館大学産業社会学部)

1

対談テーマ

「問題行動」「逸脱行動」「加害行為」等
⇒ 加害者臨床

司法の新しい課題の定式化
問題解決型司法
＋心理、教育、福祉等の関係

2

いくつか実践と臨床とアプローチ(含自己紹介)

- ①少年刑務所での性犯罪処遇
- ②児童相談所の家族再統合事業(虐待家族)
- ③DVの加害男性・体罰教師へ更生面談
- ④ハラスメント加害者への対応
- ⑤高齢者虐待の養護者支援SV

＋ハーグ条約国内実案

○問題解決に焦点
(issue-based, case-method, client-centered....)
＝加害者臨床論、修復的正義、「治療的司法」と治療共同体、対人暴力論、家族システムと虐待的パーソナリティ、男性性論、臨床の脱構築とその技法、ライフストーリーワーク論……⇒ 臨床社会学/社会臨床学

3

事例に即して

「修復的正義」
「回復的司法」
「治療的正義」

↓

人間科学の諸領域と対人援助の実践
新しい司法の展望
⇒ソーシャル・インクルージョンへの学=実

4

新しい更生の取り組み
島根あさひ社会復帰促進センター



5

人間科学との連携領域の拡大

→ 継続的な専門職者研修の必要性として顕在化

- ・刑事弁護士(「情状弁護のその先に・・・」)
- ・地裁判事(問題解決的に動きたいが・・・)
- ・家裁調査官(複雑化する家族葛藤)
- ・児童相談所(虐待の背後にある問題の広さと深さ)
- ・配偶者暴力相談センター(加害者どうするか)
- ・高齢者虐待対応(処罰ではなく養護者支援が原則)
- ・福祉施設(施設内暴力への対応)

・いじめ問題

→ 当事者たちのニーズも拡大

- ・加害者家族と被害者家族(遺族)たち
- ・多様な加害者たち(保護と更生ニーズ)

6

いくつかの概念

Therapeutic Jurisprudence (治療的司法)
 Restorative Justice (修復的正義)
 Problem Solving Court (DV, Drug, Abuse)
 Desistance
 Justice Client
 Zero Tolerance
 Harm-Reduction
 4D policy (de-criminalization, due-process,
 de-institutionalization, diversion)

7

犯罪へと駆り立てる自己のマトリクス

表1 犯罪誘発要因と非犯罪誘発要因

犯罪誘発要因 (criminogenic needs)	非犯罪誘発要因 (non-criminogenic needs)
犯罪促進的態度 (procriminal attitude)	自尊心の低さ
反社会的人格パターン (antisocial personality; 自己管理の不足、 軽蔑、他者の軽蔑、冷淡)	孤独とした精神的不快感(不安、抑うつ感、 離外感)
犯罪促進的な者との交流 (procriminal associates)	重い精神疾患(統合失調症、うつ病)
仕事・学校の状態(失業、学歴不認)	目的意識の不足
家族・婚姻の状況(不安定、葛藤あり)	被害経験
薬物乱用	公的処罰に対する恐れ
余暇・娯楽の状況	身体活動の不足

8

英国:サークルズの取り組み

- 社会的孤立と感情的寂しさが再犯リスクキー
 ファクター



9

Circles UK 6つの理念

- ①安全 Safety
- ②責任 Responsibility
- ③包摂 Inclusiveness
- ④地域の関与 Community involvement
- ⑤成長と学習 Growth and learning
- ⑥個人と尊厳 Individuality and dignity

10

RNRモデル

- ①リスク原則 (Risk principle)
 ——処遇密度を犯罪者の再犯リスクに
 合わせる。
- ②ニード原則 (Need principle)
 ——犯罪誘発要因 (criminogenic needs)
 について評価を行い、当該要因に
 的を絞って働きかけを行う。
- ③応答性原則 (Responsivity principle)
 ——犯罪者が社会復帰支援のための処
 遇を受ける際の学習効果を最大化す
 る。それは認知行動療法 (cognitive
 behavioral treatment) の実施、及び犯
 罪者の学習スタイル・動機付け・能
 力・長所 (strengths) に応じた処遇の
 実施によって具体化される。

11

非犯罪的のニーズにตอบสนองし、Good Livesの形
 成をめざすための、被害者をうまない、加害
 者が再犯しない、社会の安全が保たれる、
 法と人間科学の見識を具体化するための、
 加害者臨床の実践と理論と制度の提案

↓
 「治療的司法・修復的正義」
 therapeutic community

12

脱暴力のほうへ(男親塾)

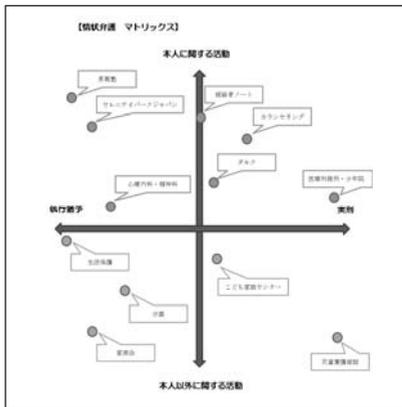


13

菅原直美使用スライド



1



2

●●●●さんへ 2016年11月17日 弁護士 菅原 直美

【現状弁護 面接ノート】
 今までの御自身の人生、振り返ってみましょう。
 それぞれの時期で、覚えていらっしゃる、思い出したことを書いてみましょう。

○歳（ 年 月 日生）…お父さん、お母さんのことを覚えていらっしゃいますか？
 どんなご職業でしたか？

10歳…どんな子供でしたか？
 なにか好きでしたか？

—歳…あなたが印象に残っている年を書いてください。
 どんなことを覚えていらっしゃいますか？
 後悔していることはありますか？どんなことですか？

—歳…あなたが大人になったときと思う年代を書いてください。
 あなたは、どんな大人になりましたか？
 どんな仕事をしていましたか？
 生きがい、趣味ですか？

—歳…資料が取れば、すべて書きましょう。
 いっ、どんな歳で、どんな刑罰を受けましたか？
 刑事手続の中で、あなたを助けてくれた人は誰ですか？

あなたは、どんな気持ちで裁判を受けましたか？
 刑務所はどんなところで、どのように過ごしましたか？（行かれた方のみ）

3

森久智江使用スライド

修復と回復
—対人支援の新しい問題—

2015/01/17
「インクルーシブ社会に向けた支援の（学）実」 連続講座
プロジェクト公開研究会
「対人支援における大学と社会実践の連携を展望する」
森久智江（立命館大学）

1

Part I 私からみた「修復と回復」

いつかゆるRestorative Justice（RJ）への注目

- ▶ 1997年頃...神戸事件から2000年少年法改正へ
「前置化」の対抗軸としてのRJ 応報→修復へ
- ▶ 2002年頃...諸外国でのめり取り組みを検討して
犯罪行為者 対 犯罪被害者という視点→コミュニティとの関わり的重要性
- ▶ 2005年頃...関係性の修復→「責任」の充実に自己回復？
内的にも外的にも、「責任」を負い、関係性を修復することに働くことのできる自
らをかいた「回復」するの？

⇨最もその回復に困難を抱え得るのは誰か？

2

そんな2005年頃...

- ▶ 2000年代初頭から
弁護士による、障がいのある被疑者・被告人の刑事裁判における現状の告発
- ▶ 2003-2006年
刑務所内での障がいのある被収容者・高齢者の増加（高井浩一、山本謙司）
- ▶ 2009年...長崎の社会福祉法人・南高要務会を中心とした厚労科研による分析と
提言
- ▶ 刑務所における「回転ドア」現象を食い止めるための「出口」支援の必要性
⇨「地域生活定着支援センター」の設置をはじめとする、厚労省・法務省の協力に
よる、司法と福祉（医療・心療等）の連携へ

3

近年の「司法と他領域との連携」の主な
動向

- ▶ 医療観察法施行ともなう、指定医療機関との連携
- ▶ 地域生活定着支援センターを中心とした「出口」支援（＝特例の整備）と
「入口」支援（＝拘禁の回避）
- ▶ 刑事施設や更生保護施設、検閲所におけるSWの配置
- ▶ 検察改革ともなう、障がいのある人の取調べにおける助言・可視化
- ▶ 刑務所におけるPT事業開始ともなう、島根あさひにおけるアミティ
（TC）プログラム他、一部の刑事施設における多様な経過プログラムの実
施

⇨連携はほとんど拡大し、進んでいる...

4

では、何が問題なのか？

- ▶ 他領域との文化的差異
強固な刑事司法的文化、本人が「主体」であること、支援のためのニーズを有する人が
必ずしも被害者側から認めない
- ▶ 他領域での「犯罪」という側面に対する戸惑い
障がい、貧困、定着前のニーズと同時、「犯罪」という要素をどう扱うべきかが判
らないまま、支援が困難
- ▶ 刑罰（強制）という手段の限界
刑罰、強制
他領域、本人の自律性やニーズに基づく支援
→他領域が独立性を失い、刑事司法に取り込まれると、強制をともなう「支援」が行わ
れるおそれ

5

結局のところ...

支援の目的、理念が不明確なままに対症療法的な実践が横行してきているのでは？

- ▶ 社会復帰とは？
- ▶ 更生とは？
- ▶ 修復・回復とは？

6

Part II カンガルーの国で見て、聴いて、考えたこと。

- ▶ オーストラリア・ビクトリア州
 大半が19以上の民族が共存する多民族・多文化社会
- ▶ オーストラリア
 1980年代までは日本主義社会
 2000年代に入って、多文化共生政策を明示

・先住民族であるアボリジニの人々に限らず、文化的背景の異なる人々が多数
 → 刑事司法制度のみならず、福祉・医療・教育等、様々な領域での対応が必要

7

近年のビクトリア州刑事司法における修復・回復の理念に基づく政策

- ▶ Koori Court...先住民族コミュニティに属する少年の特別司法手続
- ▶ Neighborhood Justice Centre...あらゆる社会的支援サービスを統合した近隣司法センター
- ▶ Assessment and Referral Court...精神障がい、後天性脳障がい等、何らかの認知の問題を抱えている人に対してアセスメントを実施し、本人のニーズに応じて30日～12か月間のサービス提供とモニタリングが行われる。法廷内チャペルに全員が付き、対話形式で実施。
- ▶ 障がいのある人のGuardianと取調人におけるIndependent Third Person...取調への公益性を担保するための独立第三者に即充て、いわゆる見聞人が取調前に立会、後見人は、弁護人とのコミュニケーションにも関与し、本人にとって自律的回復に繋がらざる処分選択に寄与。

8

刑事司法に関与する心理・医学・福祉関係者における人権に基づくアプローチの浸透

Good Lives Model (GLM)
 ビクトリア州の憲法にも強く影響
 当事者の人権に基づく (Human Rights Based)

⇔同時に、公的には、行為者と被害者とコミュニティの人権の「バランス」を取るべきことも強調されるもの...

= 司法福祉に関わる人への研修や教育におけるGLMや人権アプローチの不可欠性



9

ビクトリア州における障がいのある人の権利と刑事手続



10

犯罪をした人の社会復帰を支援する民間団体ACSO (Australian Community Support Organization) 主催のカンファレンス

心理学博士・Astrid Birgden氏の報告
 ...および非少数派が「障がいのある人」及び「刑事司法手続に関与した人」の法的地位 (権利論) に関する理論的開拓の話

→ 本人の「人間としての尊厳」という観点から、一貫してケース対応を議論

11

支援にあたってのアセスメントのあり方

いわゆる「リスクアセスメント (=RNR的なもの) 」
 + GLMの観点 (=医療・福祉における社会モデル的観点を容れた) での「アセスメント」を重視
 ex. ARMAGIRO (障がいのある人に対するリスクアセスメント)

→ 生物学的・医学的アプローチによる本人への働きかけのみ
 ・RNR的アセスメントのみでは、特に福祉を中心とした支援関係者によるアプローチが根拠づけられない。

当事者の関与：モチベーション
 + 人権アプローチの観点 (手続の適正性の観点) から重視

12

今後の方向性

▶ 当事者（行為者本人）の自律的回復を中心とする社会復帰支援
被害者－被疑者、支援者－被害者、加害者－被害者関係による、「社会復帰させる」、「回復させる」ことから、当事者（同士）が「社会復帰する」、「回復すること」をいかに支えるか、という視点の共有

▶ 被害者にとつての自律的回復の追求

行為者の処分や処遇と深く関係しない等での回復のための支援の必要性

≒いずれも、各側面の独立性を保持した、本人の人間ベースの支援であるべき

⇨その上で初めて、コミュニティ、あるいは自身の行為者・被害者との修復の場へ